

県公式観光サイト「うどん県旅ネット」に掲載する「体験動画制作等に関する業務」に係る仕様書

第1 目的

観光旅行の形態が、団体旅行中心から個人旅行中心へと変化し、観光地での楽しみ方も、景色を見るだけでなく、その地方にしかないものを食べたり体験するなど、それぞれの趣向に応じた楽しみ方をするようになっていく。地域間競争が激しくなるなか、本県への観光誘客を促進するには、本県でしかできない体験などを積極的に発信する必要がある。

観光客に本県を旅行先として選んでもらうため、本県でできる体験等について、うどん県副知事 木内晶子氏に出演いただく動画を制作し、県公式観光サイト「うどん県旅ネット」や動画投稿サイト等で発信し、県外からの観光誘客を図る。

第2 業務内容

1 業務名 県公式観光サイト「うどん県旅ネット」に掲載する「体験動画制作等に関する業務」

2 業務内容（映像のうち、3本は12月中に納品すること。）

県内で体験でき動画にすることにより魅力が効果的に伝わるものを提案し、協議の上、撮影内容を決定し、取材を実施の上、編集すること。ただし、その他修正が必要な場合は、委託者と相談の上、柔軟に修正等を実施した上で、納品すること。

3 動画の撮影内容

(1) メインターゲット

- ・ 県外在住の旅行関心層（特に首都圏）

(2) コンセプト

- ・ 香川県内でできる体験の魅力をインパクトある映像でコンパクトに表現し、見る者を引き付け、また、香川の魅力を引き出すとともに、ターゲットが実際に県内を訪れ体験したくなるような内容のもの
- ・ 体験の全体の流れを単に紹介する構成ではなく、取材を実施し、県が用意したモデルを効果的に使用し、映像技術や音響技術を駆使して、香川県内でできる体験の魅力を表現した内容のもの
- ・ 動画を見ている人が、観光客の立場で体験のわくわく感やものづくりや風景の移り変わりの楽しさなどを体感できるように工夫すること。

(3) タイトル

企画提案とする。

(4) 撮影内容等

- 1 本編：本県で現在行われている体験の中から、県が指定する下記の 10 件の体験についての動画の内容を企画提案し、静止画では伝わらない、魅力を訴求する。ただし、県が提案するもの以外でより魅力的な動画が撮影できるものについては、予算の範囲内で、受託業者より提案する。

【県指定の体験】：①うどん打ち体験 ②うちわ作り体験 ③和三盆型抜き体験 ④栗林公園和船の乗船体験 ⑤豆腐づくり体験 ⑥水引体験 ⑦彫漆体験 ⑧瀬戸大橋塔頂体験 ⑨⑩写真映えスポットの魅力体験
※⑨、⑩については、テーマのみを指定するので、具体的な体験については、企画提案とする。

- 2 体験動画 PR 映像：秒数は企画提案とする。

※撮影した体験動画を編集することにより制作するものとする。

※作成した動画は、うどん県旅ネット及び動画投稿サイト等に掲載し、県内でできる体験の宣伝用に使用する。

(5) 映像の活用方法

- ・ 県公式観光サイト「うどん県旅ネット」に掲載
- ・ うどん県 SNS（フェイスブック、インスタグラム、ツイッター、Youtube）に掲載
- ・ 観光 PR イベントやプレゼン資料等、当協会が観光 PR につながると判断した事項に活用など

(6) 映像時間

- ・ 本編：10 秒～30 秒程度

※上記時間は目安と考えること。体験の内容により、各映像の時間は提案可。

- ・ 体験動画 PR 映像：秒数は企画提案とする。

(7) 映像の本数

- ・ 企画提案とする（県が指定する 10 本は必ず撮影することとし、追加分を提案すること。）

(8) 映像内人物

- ・ 県が指定する 10 体験については、指定する出演者（木内晶子氏）を起用すること。ただし、体験の内容によって、他のモデルを起用することが望ましい場合は、予算の範囲内で起用することも可とする。その際、

企画提案書に、他のモデル起用の理由について、明記すること。なお、提案する企画は、企画提案書の提出以前に、その内容について県が指定する出演者（木内晶子氏）の所属事務所の了解を得たうえで提出を求めることがある。なお、詳細については、応募申込書の提出があった者に対し、個別に通知する。

- ・その他、モデルが必要な場合は、必要に応じて準備すること。
ただし、その際に生じた費用については、予算の範囲内で対応すること。

(9) サムネイルについて

サムネイルは、数ある動画の中からユーザーに動画を見てもらうために、大変重要なツールであると考えているため、アイキャッチがよく、ついクリックしたくなるようなサムネイルにする必要がある。サムネイルを見たときに、何の体験動画なのか一目でわかるようなもので、見る者を引き付けるキャッチコピー（タイトル）や画像を使うなどし、工夫すること。なお、サムネイルには、掲載するロゴを指定する。詳細については、応募申込書の提出があった者に対し、個別に通知する。

(10) 動画投稿サイトへの掲載について

職員により実施する。動画が出来上がり次第、動画データとサムネイル（作成する場合のみ）を当協会へメール等で提出するものとする。

(11) プレビュー

編集段階で、必ず委託者によるプレビュー映像の確認を実施すること。
木内晶子氏への映像確認は、受託者において責任をもって行うこと。

(12) 納品方法

- ・全ての映像が完成した後、それらを収めた DVD mp4 2枚
※メニュー画面、盤面ラベル作成込み。

第3 企画提案書

県公式観光サイト「うどん県旅ネット」に掲載する「体験動画制作等に関する業務」企画競争審査会の審査員がイメージを掴むことができるよう、できる限り具体的に記載すること。

また、下記の項目ごとに区分して企画書を制作してください。

1 実施体制

事業実施体制について記載すること。

2 実施スケジュール

事業実施の全体スケジュールについて示すこと。（準備～納品まで）

3 コンセプト

企画コンセプトについて記載すること。

4 業務内容における提案

(1) 撮影内容・本数について

県が指定した体験動画（10体験）において、写真映えスポットの魅力体験を、具体的に何を撮影するか提案した上で、その他予算の範囲内で撮影可能な追加分の体験を提案し、何本撮影可能か提案すること。なお、木内晶子氏を起用しない動画がある場合は、その理由についても、企画提案書に記載すること。

(2) 動画の構成案について

①うどん打ち体験②うちわ作り体験③栗林公園和船の乗船体験について、4～6コマの絵コンテの動画の構成案を提出すること。

(3) 動画の見せ方について

上記①～③の体験について、動画投稿サイトに掲載する際、視聴者が思わず見たくくなるような魅力あるサムネイルを作成すること。ただし、動画内のタイトル等を掲載している箇所をサムネイルとして、代用することも可とする。

(4) 取材体制について

5 その他特記事項（提案に関し、特に強調しておくべき事項）

6 経費見積り

提案内容に対し、適切な経費を見積りし、別紙様式5により提出してください。

第4 企画書作成上の留意点

- 1 企画書は、A4版（縦置・横置、縦書・横書は自由）とし、文字サイズは10.5ポイント以上とします。
- 2 A4版を超える既存資料等を添付資料として使用する場合は、3つ折にするなどの対応をしてください。
- 3 企画書のページ数は、表紙及び別紙で添付する詳細資料も含めて30ページ以内としてください。

第5 その他留意事項

(1) 音楽関係

- ・必要に応じて映像（動画）にあわせた効果的な音楽等を取り入れ、撮影対象の体験の魅力を見た者に十分伝えられるよう工夫すること。

(2) 出演者関係

- ・（公社）香川県観光協会が指定する出演者（木内晶子氏）の出演料の契約は、別途（公社）香川県観光協会が行うが、出演料以外の出演者に

付随する経費（衣装、メイク、取材旅費等）は、受託者の負担とする。

- ・（公社）香川県観光協会指定以外の出演者等を追加出演させる場合は、受託者の負担により出演者の出演料及びそれに付随する経費を支払うことになる。また、起用に当たっては、事前に（公社）香川県観光協会の上承を得ること。

（３）その他事項

本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、協会と協議すること。

①制作物の著作権及び著作者人格権について

- ・制作物の著作権（著作権法第 27 条、28 条に定める権利を含む。）はすべて公益社団法人香川県観光協会（以下、協会という。）に帰属するものとする。

受託者は、協会に制作物のデータ等を提出するものとする。

他人に著作権のあるものを使用する場合は、著作権者の承諾を得て使用し、その旨を協会に報告する。

②音楽等の使用について

- ・音楽等の使用については、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、その他付随する業務全般を行い、それに伴い発生する経費については、委託金額内で実施すること。

③撮影許可の申請等について

- ・映像等、コンテンツ制作に当たって、取材申込みや取材許可が必要な場所及び施設等の諸手続きについては、すべて受託者が行うものとする。
- ・制作途中に確認が必要な場合においても、取材施設等への確認はすべて受託者が行うものとする。

④コンテンツの使用媒体について

制作したコンテンツは、協会が観光 PR に使用する際は、媒体を問わず使用できるものとする。

（４）再委託について

- ・本業務の全部を、第三者に委託（以下、「再委託」という。）は認めない。ただし、業務遂行上やむを得ず、本業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ委託者に協議したうえで、（公社）香川県観光協会に書面で申請し、許可を得るものとする。
- ・本業務で再委託を予定している場合は、提案書に再委託を行う理由及び再委託の範囲を明記すること。なお、再委託を行うことが不適切と認められる場合は、再委託を承認しないことがある。